

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行												
<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第三項第二号の規定に基づき、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を次のように定める。</p> <p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用</p> <table border="1" data-bbox="271 847 1055 1118"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七九・〇 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>十二・十三 (略)</p>	周波数	空中線電力	(略)	(略)	七九・〇 GHz	〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。	<p>(同上)</p> <p>一〜十 (同上)</p> <p>十一 (同上)</p> <table border="1" data-bbox="1167 847 1951 1118"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同上)</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>七九・五 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>十二・十三 (同上)</p>	周波数	空中線電力	(同上)	(同上)	七九・五 GHz	〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。
周波数	空中線電力												
(略)	(略)												
七九・〇 GHz	〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。												
周波数	空中線電力												
(同上)	(同上)												
七九・五 GHz	〇・〇一ワット以下。 占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。												